

四日市市上下水道局公告

下記の量水器新品購入、修理及び交換（単価契約）について次のとおり一般競争入札を行うので、四日市市上下水道局契約施行規程第2条の規定に基づき公告する。

平成30年4月9日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 品名等 量水器新品購入、修理、交換
- (2) 構造等 別表のとおり
- (3) 納期 **発注後60日以内**
- (4) 契約期間 契約の日から平成31年3月31日まで
(納入場所：四日市市上下水道局 資材倉庫)

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に登録されている者。
- (3) **次の条件をいずれも満たす量水器を納入できる者**
 - ア **上下水道局から平成23年4月新JIS基準に基づく量水器製品の採用承認を得ていること（口径、構造等の詳細については、別紙「量水器仕様書」のとおり）。**
 - イ **量水器の鉛に係る鉛浸出基準は0.01mg/L以下を満たしたものとする。**
- (4) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市から入札参加資格停止措置を受けていない者。
- (5) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）に基づく排除措置を受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）による更生・再生手続き開始の申立てがされている又は手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者。
- (7) 関係法令、規則等に違反していない者。

3 入札参加資格確認申請書の受付

(1) 入札参加資格確認申請書の受付

入札への参加希望者は、次の書類を期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- ① 提出書類 : 入札参加資格確認申請書（第2号様式）
- ② 提出場所 : 四日市市上下水道局2階 管理部総務課契約係
- ③ 提出期限 : 平成30年4月18日（水） 午後4時まで
- ④ 提出方法 : 持参のみ。 郵送等受付は行わない。

(2) 参加資格の決定

入札参加資格の無い者のみ、平成30年4月20日に電話により連絡する。

なお、参加資格の有ると認められた者は連絡しない。また、参加資格がないと連絡された者は、平成30年4月23日までに書面により理由の説明を求めることができる。

4 仕様等に対する質問

一般競争入札に付する事項等に対する質問は、平成30年4月12日午後4時までに書面等により申し出ることができる。

質問に対する回答は、平成30年4月19日までに四日市市上下水道局管理部総務課及び四日市市上下水道局ホームページにおいて供覧する。

5 入札保証金及び契約保証金 免除

6 入札の執行

(1) 日 時 平成30年4月26日(木) 午後1時30分

(2) 場 所 四日市市上下水道局 3階 入札室

(3) 入札の執行回数は1回とする。ただし、落札者がいないときは、2回以内を限度として再度入札を行う。

7 入札条件

(1) 様式

入札書(局指定様式)

(2) 執行区分

入札は別表の区分ごとに行う。(入札書は参加を希望した区分ごとに作成すること。)

※なお、別表中の予定数量は、本公告時点でのものであり、発注数量を保証するものではない。

(3) 記載条件(入札金額)

落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額は、各区分の単価を記載すること。

8 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札

※入札参加希望のない区分の入札を行ったものを含む

(2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 同一事項に対し、入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。

(4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき、又は押印のない入札。

(※入札額と明細の合計額が一致しない場合を含む)

(5) 入札者が協定して行った入札。

(6) 入札に際して不正の行為があった入札。

(7) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札。

(8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札。

(9) 再度の入札の入札書に、それまでの最低入札金額と同額以上の金額が記載された入札。

(10) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

9 その他

- (1) 本業務は、四日市市公契約条例により、契約時に適正な労働条件の確保に関する報告を求める。
(別紙 特記仕様書（公契約条例関係）を参照すること。)
- (2) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。
- (3) この公告で定めるもののほか、本件入札の実施については、四日市市業務委託等条件付一般競争入札実施要綱（平成22年四日市市告示第379号）及び入札参加者心得（平成19年10月1日制定）の定めるところによる。
- (4) 契約締結においては、量水器1個あたりの単価で契約するものとし、入札金額に消費税及び地方消費税の率を乗じた単価に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (5) 納品する量水器に付する番号については、修理品、交換品等にかかわらず、量水器の種類ごとに連番とする。詳細は、四日市市上下水道局より指示する。

別表

| 区 分 | | 口径 (mm) | 構 造 | 種 類 | 予定数量(個) |
|------|---|------------|---|-------|----------|
| 新品購入 | ② | 20 | 接線流羽根車式 | 乾式直読式 | 1, 8 0 1 |
| | ⑤ | 50 | 電磁式 (特殊改造) (フランジ接続) | 直読式 | 6 |
| 修理 | ⑥ | 13 | 接線流羽根車式 | 乾式直読式 | 3, 3 1 9 |
| | ⑦ | 20 | 接線流羽根車式 | 乾式直読式 | 5, 4 1 2 |
| 交 換 | ⑪ | 20 | 接線流羽根車式 | 乾式直読式 | 9, 6 0 6 |
| | ⑬ | 40 | たて型軸流羽根車式 (ウォルトマン) | 乾式直読式 | 1 0 1 |
| | ⑮ | 50 | 電磁式 (特殊改造) 電磁式を電磁式 (フランジ接続) に交換 | 直読式 | 5 5 |
| | ⑯ | 75 | 電磁式 (特殊改造) 電磁式を電磁式 (フランジ接続) に交換 | 直読式 | 2 6 |
| | ⑰ | 100 | 電磁式 (特殊改造) 電磁式を電磁式 (フランジ接続) に交換 | 直読式 | 9 |
| | ⑲ | 100 | 電磁式 (特殊改造) 電磁直読式を電磁遠隔式 (フランジ接続) に交換 (フランジ接続) に交換 | 遠隔式 | 4 |

(第2号様式)

四日市市上下水道局一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

平成30年4月9日付けで入札公告のありました下記の量水器新品購入、修理及び交換（単価契約）に係る

一般競争入札に参加する資格について確認されたく申請します。

記

| 区分 | 口径 (mm) | 構造 | 種類 | 参加希望する場合は○を記入 | |
|------|------------|-----|--|---------------|--|
| 新品購入 | ② | 20 | 接線流羽根車式 | 乾式直読式 | |
| | ⑤ | 50 | 電磁式（特殊改造） （フランジ接続） | 直読式 | |
| 修理 | ⑥ | 13 | 接線流羽根車式 | 乾式直読式 | |
| | ⑦ | 20 | 接線流羽根車式 | 乾式直読式 | |
| 交換 | ⑪ | 20 | 接線流羽根車式 | 乾式直読式 | |
| | ⑬ | 40 | たて型軸流羽根車式（ウォルトマン） | 乾式直読式 | |
| | ⑮ | 50 | 電磁式（特殊改造） 電磁式を電磁式（フランジ接続）に交換 | 直読式 | |
| | ⑯ | 75 | 電磁式（特殊改造） 電磁式を電磁式（フランジ接続）に交換 | 直読式 | |
| | ⑰ | 100 | 電磁式（特殊改造） 電磁式を電磁式（フランジ接続）に交換 | 直読式 | |
| | ⑲ | 100 | 電磁式（特殊改造） 電磁直読式を電磁遠隔式（フランジ接続）に交換 （フランジ接続）に交換 | 遠隔式 | |